

## 第24回 生活・ビジネスインフラWG（環境分野） 議事概要

日時：平成17年11月4日（金）10：00～11：00

会場：永田町合同庁舎 第3共用会議室

出席：細田専門委員、田中室長、井上参事官、菱沼企画官、事務局

議題：農林水産省からのヒアリング及び意見交換

農林水産省 総合食料局 食品産業企画課食品環境対策室 西野室長

細田専門委員)

- ・ それでは第24回生活・ビジネスインフラWGを開催させていただきます。お忙しいところありがとうございます。本日の議題は、農林水産省に来ていただき、プレゼンテーションをしていただくということにしております。30分ぐらいでプレゼンテーションをしていただいて、残りの30分をQ&Aで進めていきたいと思っております。それでは、早速お願いします。

西野室長)

- ・ それでは、食品リサイクルの概要及び、リサイクルの現状ということで説明させていただきます。お手元の資料の1ページ目で、私共の食品リサイクル法の目的は、食品廃棄物のリサイクルを推進して、有用資源として役立てていこうということで取り組むことになっております。この食品循環資源というのは、右の方にかいてありますように、食品廃棄物であって、肥料などの原材料となるものということで、これを利用していこうというものです。それから、再生利用というのは、循環資源を飼料、肥料、それから油脂、メタン、こういったものに利用していこうということで、食品関連事業者を対象に取り組んでおります。食品関連事業者というのは、幅が広くて、食品製造メーカー、スーパー、外食があり、外食の中には、屋形船とかも対象ということで見ております。まあ食品廃棄物の定義は、廃棄物処理法上の廃棄物に限定しておりません。法律の2条の1号2項というところに書いてありますが、その食品が食用に使用されたあとで廃棄されるもの。それから製造加工の工程で副次的に得られるもの。そういったものを対象にしておりますから、中には、全く食べられないというものでないものも当然含まれております。それから、ご質問にありましたが、産廃、一廃というものをあまり意識はしておりません。本法律の上ではですね、勿論廃棄物処理法では産廃、一廃と分けられているんですが、処理する時には、多少併せ処理などもありえるということでやっております。ただ家庭系のもは、法の対象とはしておりません。それから再生利用というのは、自らやる、或いは、他人に委託して、飼料、肥料、メタンというこういったものにリサイクルしております。油脂は、BDFとか脂肪酸ということに多々利用されております。

- ・ 2 ページで、この法律の最大の目的は、平成 18 年度までに再生利用等の実施率を 20% に向上させようということ、来年度末に結果が出るというふうになっております。それを基本方針で定めております。この法律の主務大臣は、私共の農林水産大臣、環境大臣、財務、厚生労働、経済産業、国土交通ということで 6 省の大臣がなっております。この基本方針は概ね 5 年毎に見直すこととしております。再生利用の 20% の計算というのは、ここの下に表で説明しておりますが、平成 18 年度に達成すればいいということで、17 年度に達成してなくても何ら問題ない。ただ着々とやっていかないとなかなか一気にできないということで、各事業者がいろいろと取り組んでおります。それから、食品循環資源の下の方の丸のほうですが、関係者の責務というのを設けておまして、食品関連事業者は発生の抑制、再生利用、減量ということで循環法の 3R に相当するような取組をやって、消費者も発生の抑制や再生利用製品の使用に努めてもらう。それから国はそのための予算とか税制上の措置を講じるということになっている。
- ・ 3 ページですが、食品循環資源の再生利用を促進するために、食品関連事業者の判断の基準となるものをいろいろ定めておりますが、これは一応全ての食品関連事業者が目標を達成しなさいということになっておまして、その中でも、年間 100 トン以上の食品廃棄物を発生する事業者については、勧告、公表、命令、罰金ということで、罰金が 50 万円かかるということになっております。私共、今聞いているところでは、その 100 トン以上の人達というのは、こういう法もあり、かなり一生懸命取り組んでいらっしゃるようですが、それでも 4 割強の人は達成してないのではないかというふうに言われております。それから、その下で、再生利用ですが、登録再生利用事業者制度、或いは、再生利用事業計画認定制度というのを設けまして、こういった方に委託してやると、多少の便宜が図られるということになっております。こういったメリットがあるかということ。
- ・ 4 ページのほうで、広域的な再生利用の実施が必要ということもありまして、となりの方の絵に描いてありますように、例えば、A 市町村で集めて、B 市町村の中間処理施設で処理する、最終処理施設になることもあるかもしれないが、そういったところで、荷卸しの許可を取ることは不要ですと、廃棄物処理法上の特例を設けている。ご承知のように事業者の中には、広くやってらっしゃる方もいらっしゃいますので、そういった方々にはこういう特例措置がかなりメリットがあるようです。それから、食品リサイクル法の施行状況ですが、今申しあげました登録再生利用事業者は、平成 17 年 10 月末現在で 66 事業者ございます。66 事業者ありますが、大部分はここにありますように、肥料化、それから飼料化、油脂、メタンとなっておりますが、我々農林水産省としては、これから極力、飼料化、或いはメタンこういったところにシフトして頂きたいと思っております。と申しますのは、コンポストにして、農地還元ということがありますが、日本の農地はかなり窒素過多になっておまして、これ以上窒素を入れるは良くないという状況ですので、極力、えさ、それからメタンにして頂く、ただえさにするときは、

例えば、コンビニ弁当でも、冷蔵或いは冷凍で輸送するとか、いろいろそれなりの手数もかかるというのも事実ですが、そういうふうにやっていただきたい、とお願いしているところですよ。

- ・ 5 ページ、食品関連事業者における食品廃棄物の発生状況ということで、13 年度から 16 年度までどうなっているかと申しますと、廃棄物の発生量自体はですね、この法律ができて、減少ということにはなっておりません。経済活動が活発であったということもあろうかと思いますが、全体では微増という傾向になっています。この中で、外食産業だけは減っておりますが、外食産業はこの間、かなり売り上げが、落ち込んでおりました、顧客数の減に伴うものというふうに見ていいと思います。ただ、この下の方に書いてありますが、発生量は増えておりますが、再生利用の実施率は、どの業種においても向上しております。この右のほうのグラフをご覧になっていただくとわかって思いますが、赤い食品産業計というところですが、13 年度の 37% から 16 年度には 45% に達成しております。ただその内容は、食品製造業は、非常に高いという形になってきております。食品製造業の中には、ゼロエミッションを目標にやっているということもあり、このように進んでいる。ただ残念なことは、外食産業は、17% ということで、まだ 20% のところに全体としてもいっていないという状況にあります。それから食品小売業は 20% の線は、クリアしておりますが、28% 程度で低いと。これは、いずれも、出てくる一つ一つの事業所からは少量のものしか出ないということで、これがなかなか進まない原因ではないかと思っております。
- ・ 6 ページのところ、この棒グラフですが、棒グラフをご覧になっていただければわかるのですが、単純焼却や埋め立て処分される量というのは、どんどん減ってきております。発生量は増えてきているが、再生利用は間違いなく進んできているということだと思います。ただ先程申しましたように、食品小売業、外食産業は進んでない。これら業種は、発生量は少ないんですが、最終処分量は結構多い。まあ食品小売業と外食産業は、事業系一廃（一般廃棄物）中心ということも背景にあるのかなというふうに見ております。それから業種別の再生利用の実施状況ですが、肥料化が多い、飼料化もそれなりに用途別集計割合では、それなりにある。私共としては、もっとメタン化でエネルギーをなんかに利用して、最後に残ったものを肥料にするという形で進めていきたい。さらには、今いろいろ審議会でも検討しておりますが、新しい技術のもとに新しい取組を入れるようにしていきたいと考えております。
- ・ 7 ページですが、方法別にみた再生利用への仕向けということですが、委託による再生利用が多いというふうになっております。業種別にみると、意外に外食産業が事業所内でやっている。まあこれはきっと一部のところですが、自社でコンポストにして、それを自社で経営している農地などへ入れる。そういったことで対応しているところがそれなりにあるからかなと考えております。以上が私共の食品リサイクル法の説明です。
- ・ それで、先般ご質問いただいた、食品廃棄物の分類の区分それぞれのリサイクルに向け

た取組みということですが、先程ご説明しましたように、私共、物によっては、産業廃棄物、事業系一般廃棄物、そういったものを合わせて処理している例もございます。一部の処理施設では、市町村から希に、家庭系も受け入れているというふう聞いておりますが、詳細はちょっと分かりません。有機性廃棄物ということで、無害なものということで、併せ処理という手法がそれなりにあるのかな、というふうに見ております。

- それから少量廃棄物に対するリサイクル促進の手段というご質問もあるのですが、先程申しあげましたように、食品小売業、外食産業というのは、1店当たり少量しか出てこない、例えば、吉野家で見ますと一店から約3kgですから、3kgをリサイクルするというのは、難しいんですが、100店になれば、300kgとなりますので、こういったところは、個々の店のものを併せてやるようにしたいという考えは持っております。我々はそういう少量集まるものを、どう大量処理につなげていくかということいろいろ考えておるところであります。
- それから不法投棄に代表される不適正処理への対応ということですが、基本的には、廃棄物処理法に基づく適正処理の範囲内でやっていかざるを得ない。私共コンポスト化に取り組んでおるのですが、コンポスト化については、登録再生利用者、それ以外も含めて、最終的な使用農家、こういったものを確保して、その上でやってくださいとお願いしています。コンポストを作った場合、使う人がいないので、それが不法投棄になったとか、産業廃棄物として処理されたということになっては、困りますので、リサイクルループをきっちり描いて、やっていただきたいとお願いしております。幸い、食品関係での不法投棄というのは、今のところは大きな問題として、私共に来た例はございません。
- それから、もう1つの質問で、再生利用者制度の登録基準と登録状況と効果ですが、登録基準は、その再生利用事業者になるには、まず廃棄物処理法の許可業者であるということが大前提でございます。それから、そういう人が、どういった顧客から集めて、どういうリサイクルを行って、最終ユーザーに渡すのかというのを、一応聞きまして、どこから集めるかという、具体的なお店等全部リストに頂いて、そういったことを基に事業者の認定をしております。関係省は、環境省のほか、リサイクル製品が経済産業省所管品目の場合は経済産業省も担当してチェックし最終的に認可を与えるということになっております。今現在のところ、チェーンストア協会とか、コンビニ業界から、登録事業者が足りないと、66事業者ではいかにも不足であるというお叱りをよくいただいております。私共としても、全て認可条件が合致しない限りは、なかなか、おいそれと登録を認めるわけにはいきませんので、そのチェックに時間がかかるということでもあります。今現在、登録済み事業者の受入最大処理能力は年間60万トンですから、食品廃棄物1100万トンくらいありますので、その1割にも満たないということです。しかし、これから、登録事業者どんどん出てくるとお思いますので、条件がきちっと合致しておれば、そういうものを認める方向でやって行きたいというふう考えております。ち

よっと早いんですが以上でよろしいでしょうか。

細田専門委員)

- ・ ありがとうございます。それでは、テクニカルな質問からさせていただいて、その後、本質的なディスカッションをさせていただきたいと思います。まず、食品廃棄物の定義ということで、廃棄物処理法上の食品廃棄物の定義と若干ズレがあるとおっしゃったと思うのですが、そこのところをもうちょっと、私意味が理解できなかったもので、ご説明願います。

西野室長)

- ・ はい、食品廃棄物というのは、廃棄物処理法上は有価物として取引されるものは廃棄物から除いていますが、我々は有価で取引されるものも含めています。例えば、おからとか米ぬかとかこういったものは、おからとかも廃棄物になったり、店頭で売られたり、米ぬかもですね、米ぬかを買う人もいれば、廃棄物で処理する人もいる。こういったものも食品廃棄物として全部受け入れる。そこは、有価であるとかないとかで廃棄物であるとかないとかは言わない、ということです。

細田専門委員)

- ・ というとむしろあれですね、御省の食品廃棄物は潜在的な資源価値のある食品残渣と捉えた方がいいですね。

西野室長)

- ・ そうですね。

細田専門委員)

- ・ わかりました。それからですね、それと関連で微妙な問題で、魚礁或いは、お刺身等、捌いた後、残渣がでできますよね。確かあれば、有価で取引がされていて、今、油として、肥料として使っていたり、或いは、堆肥化しているいろいろ使っていたわけですけども、私がいろいろ見てまわったところによると、需給バランスが崩れてかなりきわどくなっている。それについて何か情報をお持ちでしょうか。

西野室長)

- ・ 先生おっしゃった問題は、地域的にあるようです。例えば、首都圏でありますと、埼玉県に大きなのありますね、この業者が全部集めますので問題は起きてないというふうに聞いていますが、岐阜県などでは、それを集めてくれる人がいないので、リサイクルされず廃棄処分になってしまうので困るというとは聞いております。

細田専門委員)

- ・ その辺、この法律の対象内ですよね。この辺66事業所の数字が多いか少ないかと若干絡みがあるような気がするのですけれども、どうでしょう。設備があれば、埼玉の事業者、あれなんでしたっけ。

西野室長)

- ・ 三幾飼料工業。

細田専門委員)

- ・ 三幾さんなんかあそこは大々的にやっておられて、あと福岡なんかは、かなり公共的なものも入ってきていて、大規模にやっておられる。そういうある程度施設があれば、うまくまわっていく可能性が高いのですけど、その辺なにか、御省として、積極的な対策をなさっているのでしょうか？

西野室長)

- ・ 先般、岐阜について食品リサイクル小委員会で聞いたのですけれども、特に、今のところ何もやっておりません、ただ、岐阜は、名古屋まで広げてみれば、名古屋に大きい処理施設がありますので、そこは、能力に比べ搬入分量が少なくて困っているんじゃないかと思います。エリアを広げてみれば、問題はそんなにないのかなということは思っております。

細田専門委員)

- ・ すると、むしろロジスティックの問題とかですかね。収集。それにまた関連するんですが、4ページ目に、具体的にどうやって運ばれてと書かれているのですが、廃棄物処理法の特例措置があって、収集運搬の許可がいらないということですよ。

西野室長)

- ・ いや荷卸しのみの特例措置です。

細田専門委員)

- ・ 荷卸しですか。荷卸しね。じゃあ荷積みとかそういうものは要るわけ？

西野室長)

- ・ 要りません。

細田専門委員)

- ・ そうするとですね、事業系一廃に係る食品廃棄物と産廃系ですよね。これやはり別々になるということですよ。収集ルートは。

西野室長)

- ・ 収集ルートは別々ですね。

細田専門委員)

- ・ それ不都合は感じられないですか？

西野専門委員)

- ・ いや、そのところは、先ほど産廃と一廃併せ処理があると言ったのは、産廃業の方で一廃業の許可も持っている方もおり、そういった方はもう全部一緒に対処されていると思います。

細田専門委員)

- ・ そこはまあ問題ないと思いますけど、実は多くの場合問題なのは、一廃ってというのは参入障壁が高いということで、許可が下りないわけですよ。さっき私が申しあげたのもですね。一廃、産廃の収集運搬、いわゆる荷積みですね、に関わる敷居があるからまわらないということあるじゃないですかね。

西野室長)

- ・ あると思います。

細田専門委員)

- ・ そうですね。それから、もう1つはですね、これ施設の許可は必要なわけですよ。

西野室長

- ・ はい、施設の許可は必要です。

細田専門員)

- ・ 一廃、産廃別々なら、別々に持っていかなければいけないということですね。その辺、不都合は感じられてないですか。

西野室長)

- ・ その辺は、廃棄物処理法の範囲なので、それに従わざるを得ません。境が無い方がリサイクルは進みやすいと思います。

細田専門委員)

- ・ そうですね。特に食品残渣については、かなり性状において同じものがありますので、まあ、廃棄物処理法上で、性状が同じものがあれば、施設の設置の許可はなくていいんですけど、業の許可は必要とかなり敷居があるんですよね。

西野室長)

- ・ はい。

細田専門委員)

- ・ ありがとうございます。それから、これも技術的な質問なんですが、メタン発酵ありますよね。これメタン化として後はどうするんですか。電力ですか。

西野室長)

- ・ 電気にするところ、それから直接それを燃やして、例えば焼酎廃液を乾燥させて、焼酎かすを畜産の飼料にする。電気にして、工場内の電気に使うというのがあります。

細田専門委員)

- ・ 私の方からテクニカルな質問は以上です。事務局の方から何かありますか。よろしいですか。それじゃあ、もう少し本質的な食品リサイクルとそれ以外のものについてもご意見を伺いたいと思うのですが、まず、業の許可、或いは、施設の許可に対してもう少し柔軟な措置があると、食品リサイクルはまわるだろうと、特に、リサイクル率の低いのがありましたね、17%の外食がネックになっていますね。私、外食産業の協会の方とディスカッションしたことがあるのですけれども、なかなか、皆さんお悩みのところがあると、そこでも、業の許可、施設の許可関係、委託するにしても、委託先が限られてしまうということがあると思うんですけど、もしこれが、先ほど西野さんおっしゃったように、少し敷居が低くなると、リサイクルが回るだろうと、御省としても、そのことに関しては、敷居を低くして欲しいということで理解してよろしいですよ。

西野室長)

- ・ 私共、先ほど申しました審議会に専門委員会を設けまして、そこで検討しているというところですよ。

細田専門委員)

- ・ そうですね。もう1つは、事業系一廃と産廃は、いわゆる廃棄物処理法の部分でいうと一廃の方が多いんですよね。外食は一廃。

西野室長)

- ・ 外食は一廃ですね。小売も一廃。卸しも物によっては、一廃のものも産廃のものもあるのではないかと。

細田専門委員)

- ・ 卸しの場合は、一廃、産廃の区分どこまででてくるんですか？

西野室長)

- ・ 卸しの場合は、スーパーのバックヤード部分を兼ねているところがありまして、単に、切ったりやっているだけではなくてですね、多少加工をやったりするところもありまして、加工をやると、製造に相当するということで、産廃。そこは市町村それぞれの指導で違いますので、私共の方でなんとも申しあげられません。

細田専門委員)

- ・ なるほどね。特に一廃になると市町村マターになってしまいますからね。規制されちゃうわけですね。農林水産省さんとしては、工夫して廃棄物処理法の枠組みの中で粛々とやるしかないかと。

西野室長)

- ・ おっしゃるとおりです。

細田専門委員)

- ・ わかりました。ご苦労はよく理解できます。やっぱりこの辺は変えないといけないですね。というのは、ひとつですね、ちょっと食品ではないのですけれども、産廃に関して業種指定ありますよね。例えば、動植物性残渣とか、これを捉えられているかどうかかわからないんですけど、JTで出される加工中のたばこの残さ、これ業種指定になっておりませんので一廃になってしまうんですね。

西野室長)

- ・ そうですか。

細田専門委員)

- ・ そうなんです。これ業界の方から何かありませんか？

田中室長)

- ・ いや、たばこの所管は財務省ですから。

細田専門委員)

- ・ たばこは財務省か。漁業は何省？

西野室長)

- ・ 我々です。

細田専門委員)

- ・ 漁船の船底についた貝殻、これも動植物性残渣の指定がないから、一般廃棄物なんですよ。ところが一般廃棄物として処理できる人がいない。で、産廃の人が許可なくやるか、無許可業者がやる。こういう実態ご存知でしょうか。

西野室長)

- ・ ちょっと私聞いておりませんが、そういういろんな問題があると思いますね。

細田専門委員)

- ・ そうですね。多分調べられれば、調べられるほど、いろんな苦痛がでてくるから、調べちゃいけないということじゃないんだと思うのですが、ぜひその辺をあたっていただくと先ほどの動植物性残渣をどう考えるかということと、廃棄物処理法が如何に制約が多いものになっているかということが分かると思うんですけど、これから 20%をクリアされようとする、楽に越えられる部分もあると思うんですけど、楽じゃない部分もあると思います。それからもう1つ、ちょっとお話があれですけど、木質系これも業種指定がありますので、あるものは一廃であるけど、産廃となってしまう。このバイオマス肥料として使うということに関して、何かご見解はお持ちでしょうか？

西野室長)

- ・ 剪定枝みたいなものがバイオマス肥料になるというのは、この法律の対象にはしていませんが、いろいろ取り組まれているのは知ってます。それから、パーク堆肥の組合もありまして、いろいろ取り組んでやっているのが現実です。

細田専門委員)

- ・ パークの方は産廃になるからいいんですけど、剪定の方は一廃ですよ。実際、剪定を一廃で堆肥化するというのは非常に難しいですよ、今の段階では。

西野室長)

- ・ 私共支援した例はあります。

細田専門委員)

- ・ ありますか。

西野室長)

- ・ それは富山市の方でやっています。

細田専門委員)

- ・ あの多分、一廃の方で施設の許可を持っている方は受け入れられると思うのですけれども、実際、産廃でできるということが多いんですよね。だから、おそらく、そうですね、国土交通省とかと複省の対応になるかもしれないけれども、例えば高速道路、飛行場、これの剪定枝。河川の剪定枝も一廃。農水関係のものも一廃、しかし、これを産廃で処理すれば、ほぼ確実に堆肥化できると、技術もあるんですね。でも一廃になっているから、市町村を超えることができないとかですね、産廃も事前協議ありますけれども、そういう問題がある。それよくご存知ですよ。分かりました。事務局何かありますか。もう少し、ちょっと申しあげますと、例えば動植物性残渣に関して、業種指定の問題は御省だけの問題ではなくて、国土交通省マターでもあり、経済産業省のマターでもある。今では財務省のマターでもある。そうしますと、皆様バラバラに動いていますので、実は、一廃剪定枝なんかも、うまくまわせば、全体でまわせば、国土交通省の剪定枝と御省の剪定枝とまわせば、結構うまくバイオマスでまわるということも随分でてくるわけですよ。こういうことをこれまで、各省の枠を超えて議論なされたことありますか。

西野室長)

- ・ 私がこのポストに就いたのが7月からなものですから、まだそういう議論をしたことはありません。ただ、先ほど申しあげたように、富山市などは、造園業者に事業系一般廃棄物の収集・運搬も許可して、その代わり、施設には間違いなく持っていくという要件を課しているようです。

細田専門委員)

- ・ 富山市はよくご存知の通り、市長さんはじめものすごく熱心で、最近のエコタウンに関してもおっしゃったような形で、わりと業界を超えてやっている。さらに富山は、非常に活性化されていまして、特に、若い企業の産業廃棄物業者がいい仕事を打ち出してやっている。彼らは一廃の業の許可を持っている。施設の許可を持っているということで、非常になんというか、めずらしいところなんですよ。

西野室長)

- ・ そうですね。

細田専門委員)

- ・ そういうこと自体把握されていると思うのですが、ただちょっと全国的なことにはまだまだ行かないわけで、是非あのこれ国土交通省とか、経済産業省、環境省と忌憚のない議論をして頂きたいと思います。特に、私も、食品リサイクルは、心配しております、外食産業のリサイクル率が低いということもあるんでしけれども、将来、質の高い、今おっしゃった飼料化とかですね。僕は、メタンも有望であるのではないかと思っているのですが、こういう方向で質の高いリサイクルを進めていくためには、もう少し、フレキシブルなシステムがあってもいいのではないかと、そうするためには、是非、忌憚のない話をする機会を作っていただきたいと思っております、いかがですか。

西野室長)

- ・ まあ、議論、意見交換するというのは必要だと思いますので、それは一向に私共構いません。

細田専門委員)

- ・ それから、漁船の底について貝殻の話、それ馬鹿な話なんですけど、産廃として処理すれば、確実に処理できるものですから。そこで、農水関係で、やはりちょっと今の廃棄物処理法と乖離している部分があると思うんですね。それを是非ピックアップして頂きたい。なぜかという現場の人が困っているんですよ。私もいろいろとインタビューとかしていると、こういうとこで困っていると。こういう人は言う場所がないんですね。それを是非、真摯に聞いてあげるとそこにどういう問題があるということが分かると思うので。

西野室長)

- ・ 先生のおっしゃることは分かります。私共も、相談は受けております。

細田専門委員)

- ・ もう1つ、1ヶ所忘れておまして、66業種ですよ。なんですか。登録再生利用ってやつですね、ちょっと聞き漏らしたかもしれませんが、このトータルのキャパを教えてくださいませんか。

西野室長：

- ・ 60万トンです。

細田専門委員)

- ・ 60万トン/年、ということで、若干キャパとしても問題があるということですよ。当然あと何箇所か何業者かを審査中である。3件審査中。

西野室長)

- ・ それは、再生利用事業計画の方で、リサイクルループの構築です。排出者、再生処理する人、農業者、つまりリサイクルループを作った計画を作って再生利用をしてもらおうというものです。これはなかなかうまくいきません。これをやっている方もいるんですが、別に許可をもらわないとできないということもないので、許可をもらわずにやっている人もいます。

細田専門委員)

- ・ なるほど。そこには何か問題はないですか。

西野室長)

- ・ ないということはないですね。あることはあります。

細田専門委員)

- ・ もう少しちょっと。

西野室長)

- ・ 要は、市町村の指導ですね。市町村の指導があるということ、市町村は一般廃棄物処理業者を許可している関係で処理業者のところに持って行ってくださいと指導しているところがあるんですね。

細田専門委員)

- ・ なるほど、それ一廃ですね。

西野室長)

- ・ 一廃です。

細田専門委員)

- ・ それ逆にリサイクルを妨げてしまうということですね。

西野室長)

- ・ そうですね。市町村は必ずしもリサイクルじゃないもんですから。

細田専門委員)

- ・ そこにもやはり規制の問題はでてきているのですね。それ環境省は知っているのかな。

西野室長)

- ・ ちょっと私にはわかりません。

細田専門委員)

- ・ 確かに情報交換が必要ですね。多分まだ知らないと思うんです。御省の動植物性残渣の苦しんでいる問題というのも環境省さん知らないと思うんで、その情報交換の場もないと。私ちょっと、このヒアリングさせていただいて、この霞ヶ関の縦割りというものを強く、まあいいところもあるんですけど、その中で一生懸命にやられて。でもどっかで、この縦割りがあるとするとそのインターフェースをつなげていくということがないと、皆さんバラバラのまま、環境省さんは農水省さんが抱えている問題を気がつかないまま、リサイクル率だけで、外食産業 17%という発想になってしまいますので、その辺の情報交換、意見交換を是非やっていただきたい。共同でやっていただきたい。特に、バイオマスなんかですと、みなさん各省でやるとかなり広がりますので、タバコの葉と、剪定枝で担当省庁が違ったりですね、こうしてしまうともものすごい問題がおこってきますので。是非宜しくお願いします。

西野室長)

- ・ わかりました。

細田専門委員)

- ・ 私からはこれくらいですが。

田中室長)

- ・ ちょっといいですか、100 トン以上のものの目標達成率が4割くらい。

西野室長)

- ・ 個別にみると6割くらいで、未達が4割強です。

田中室長)

- ・ それ調べてみたのですか。

西野室長)

- ・ 私共の出先で調べた結果です。それで4割ぐらいが未達となっています。ただ大手は比較的進んでいます。外食でも大手は進んでおります。

田中室長)

- ・ もう1つは、100トンというのは、事業所ベース、外食だと個別の店舗ベースなのか。

西野室長)

- ・ 吉野家であれば、個別の店舗ではなくて、全体です。企業単位です。

田中室長)

- ・ それはかなり厳しいですね。

西野室長)

- ・ 厳しいです。吉野家1000店ありますから、3kgでも3トンですから。

田中室長)

- ・ あと、小委員会というのはどういうことを検討しているのですか。

西野室長)

- ・ 効率的なりサイクルとか、技術的な面とか、かなり幅広くやっていくことにしています。

細田専門委員)

- ・ 問題の意識としては、現状の廃棄物処理法のネックということで生じている問題などあれば、是非ご検討いただきたい。

西野室長)

- ・ 分かりました。

細田専門委員)

- ・ とにかく我々としては、これだけ農林水産省さん努力されているわけで、この成果が実るようにしないといけないわけですね。排出抑制が大事だと思うんですけど、出てきたものはなるべく質の高いリサイクルをするというのは、日本人の使命だと思うんですよ。それを阻むような規制とか壁があれば、それを一つ一つ取り除いていくことが使命だと思うわけですし、その辺お考え頂いて、他の省庁ともご協力して頂きたいと思います。

そこんところは是非宜しく願います。

西野室長)

- ・ 是非そういう方向で。

細田専門委員)

- ・ よろしいですかこれで。はいそれじゃあお忙しいところありがとうございました。

西野室長)

- ・ ありがとうございました。